

新幹線を利用する通勤手当の 支給等の要求実現！

JR東労組東北総合サービス協議会は、12月15日、申1号「労働条件向上と職場環境改善をめざす申入れ」の団体交渉を行いました。

そして、通勤手当について、一定の条件に合致する場合に新幹線を利用する通勤手当を支給することになりました。

2018年3月1日から施行しました。

【対象者】

新幹線を利用する通勤手当の支給は、次の各号による者に限る
ただし、休職中の社員(出向休職を除く)を除く

1. JR東日本東北総合サービス株式会社就業規則の定めに基づき採用された社員
(なお、JR東日本の出向者を除く)
2. 契約社員就業規則の定めに基づき採用された社員
3. 嘱託規定により雇用された社員

【対象となる通勤形態】

新幹線を利用する通勤手当の支給は、次の各号全てに該当する通勤形態に限る

1. 新幹線の乗車区間の距離が40km以上あること
2. 新幹線を利用することにより、利用しない場合と比べて、片道の総通勤時間が40分以上短縮されること
3. 会社が認める合理的な順路であり、新幹線の乗降車駅に対して、逆方向に戻って乗車しないほか、う回する順路とならないこと。ただし、新幹線乗降車駅までの間が内方5km以内または1駅の場合は除く

さらなる労働条件の改善をめざそう！